

事 務 連 絡
令和2年1月30日

各国公私立大学
入試事務主管部課長 殿

文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室

新型コロナウイルスに感染した場合等の受験生への配慮について（依頼）

今般新型コロナウイルスに関連した感染症の患者の発生が国内で確認されております。

令和2年度大学入学者選抜の実施に当たっては、受験生が感染した場合、あるいは感染が疑われる場合、受験生の進学のための確保を図る観点から、各大学の実情に応じ、振替受験の実施や大学入試センター試験を参考にした合否判定等、柔軟な対応について御検討いただくようお願いします。また、措置を決定した場合は、できる限り広く速やかに情報提供を行うようお願いします。

なお、「平成22年度大学入学者選抜に係る新型インフルエンザ対応方針」について（通知）」を添付いたしますので、最新情報に留意の上、参考としてください。

○本件連絡先 高等教育局大学振興課大学入試室 TEL：03-5253-4111（内線：2495） FAX：03-6734-3392 e-mail：gaknyusi@mext.go.jp
--



21文科高第172号

平成21年10月8日

各国公私立大学長 殿

文部科学副大臣

鈴木 寛

(印影印刷)

「平成22年度大学入学者選抜に係る新型インフルエンザ対応方針」について（通知）

平成22年度の大学入学者選抜については、既に「平成22年度大学入学者選抜実施要項」（平成21年5月19日付け21文科高第6143号文部科学省高等教育局長通知。以下「実施要項」という。）により、適切な入学者選抜の実施をお願いしているところですが、現下の新型インフルエンザの感染状況等に鑑み、この度、標記について、国公私立大学、高等学校関係者及び公衆衛生の専門家等の協議を踏まえ、別紙のとおり取りまとめましたので通知します。

各大学におかれては、これらにご留意いただき、大学入学者選抜の円滑な実施に遺漏なきようよろしくお取り計らい願います。高等学校(中等教育学校、高等部を置く特別支援学校を含む。以下同じ。)を設置する国立大学長におかれては、附属高等学校に対する周知について、御配慮願います。

また、大学入試センター試験については、別途、独立行政法人大学入試センターから「平成22年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項」（平成21年5月19日付け入試セ事一第8号独立行政法人大学入試センター理事長通知。以下「センター試験実施要項」という。）の改正が行われておりますので、併せて参照の上、ご留意願います。

なお、センター試験実施要項の改正に伴い、既に発表されている個別学力検査等に係る募集要項に変更が生じる場合でも、実施要項の「第13 備考」の規定にかかわらず、当省高等教育局大学振興課大学入試室への連絡は要しないこととします。

担当： 高等教育局大学振興課大学入試室 電話：(代) 03-5253-4111 (内線2469)

平成22年度大学入学者選抜に係る新型インフルエンザ対応方針

1. 基本的な考え方について

大学入学者選抜は国民の大きな関心事項であり、教育を受ける権利を保障する観点から、公衆衛生学的な見地に立ちつつも様々な社会的影響を考慮し、進学のための受験の機会を確保することが重要である。

大学入試センター試験及び各大学の個別学力検査においては、これまでも感染症や災害等の危機管理対応として独自の対応が図られてきたところであるが、現下の新型インフルエンザの感染状況に鑑みれば、より慎重かつ広範な対応が求められる。

このため、平成22年度大学入学者選抜において、新型インフルエンザの感染が急激に拡大したとしても、受験生が安心して受験できるよう、当該年度における受験の機会を確保するなどの対策を講じるものとする。

なお、ウイルスの性状が変化するなど病原性の増大等が生じた場合には本対応方針を見直す。

2. 大学入試センター試験について

(1) 大学入試センター試験本試験の実施時期

当初の予定通りの日程（平成22年1月16日、17日）で本試験を実施する。

(2) 大学入試センター試験追試験の実施時期等

大学入試センター試験の本試験当日に新型インフルエンザに感染している疑いのある者が、追試験を受験することが可能となるよう、全都道府県での試験実施会場を確保する。

また、治療や万全な試験実施の準備に要する日数等を考慮し、当初本試験の1週間後に実施を予定していた追試験を2週間後（平成22年1月30日、31日）に実施する。

なお、追試験の実施時期等の変更に関する取扱については、別途大学入試センターから通知する。

3. 各大学の個別学力検査について

(1) 各大学の個別学力検査の追試験等の実施

① 各大学においては、新型インフルエンザに感染し、又はその疑いのある者

に対する受験の機会を最大限確保するための方策を講じることが望ましい。

具体的には、当該大学に出願していた者であって、医師の診断書（病名が新型コロナウイルスに限定されるものではない。）又はそれに類すると判断できるものを有する者を対象に、例えば、

- ・各試験日程（試験種別）ごとに追試験を実施
- ・いくつかの試験日程（試験種別）を一括した臨時募集の実施
- ・当該感染者又はその疑いのある者が受験する日程以降に実施される試験への振替受験の実施
- ・大学入試センター試験を参考にした合否判定

などが考えられる。

なお、大学入試センター試験を参考にした合否判定を行う場合には、大学入試センター試験と個別学力検査との組み合わせにより合否を判定した受験生における、両試験の成績の相関関係の分析等を行うなど、公平性に配慮することが望ましい。

- ② 追試験等を実施するに当たっては、別途試験問題の作成や試験会場の確保のほか、予備の監督者や試験場本部関係者等の確保等のバックアップ体制の整備を行うこと。

特に、追試験問題の作成に当たっては、科目設定や難易度について、できる限り本試験問題との間に開きが生じないように工夫するなど、本試験受験者と追試験受験者との公平性に配慮することが望ましい。

- ③ 追試験等の実施により定員を大幅に上回る入学者が生じないように、各大学においては、欠席者数をあらかじめ把握し、その数が相当数に上った場合には、合否判定の際に募集人員の一定数を留保するなど、適正な定員管理に努めること。
- ④ 試験期日については「平成22年度大学入学者選抜実施要項（文部科学省高等教育局長通知）」において、平成22年4月15日までとしているが、本試験の延期や追試験等の実施による別途の受験機会を確保する場合であっても、入学後の教育への影響を考慮し、当該期日までに実施すること。

（2）関係機関との連携・協力体制の構築

各大学においては、日頃より新型コロナウイルスに係る情報収集に努めるとともに、各都道府県保健部局や域内の高等学校、近隣の医療機関、交通機関、宿泊施設等との連携・協力体制を構築し、周到な準備を図ること。

（3）その他の留意事項

- ① 学校保健安全法第20条は「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる」旨規定しているが、「学校の全部又は一部の休業を行う」とは、その学校の全学年か特定の学年又は学級を単位として授業を行わないことを定めているものであり、臨時休業であることをもって直ちに在籍する生徒の大学入学者選抜の受験の可否を制限しているものではない。

- ② 大学入試センター試験の追試験が本試験の2週間後に実施されることに伴い、個別学力検査等の日程に影響が生じる大学であって、日程・方法を変更する大学については、その旨あらかじめ受験生に周知すること。

4. 受験会場の衛生管理体制等の構築について

大学入試センター及び各大学は、受験会場において当日新型インフルエンザに感染している疑いのある者への対応と、他の受験生への感染拡大を防止するための措置を最大限講じること。

この場合、大学入試センター及び各大学において検討を行うことが必要と考えられる事項については、具体的には、例えば、以下のようなことが挙げられる。

(事前の検討)

- ・マスク、速乾性アルコール製剤等の準備
- ・試験当日に、体温が38度以上となる発熱、咳、咽頭痛、倦怠感、鼻汁・鼻閉、頭痛、下痢等のインフルエンザ様症状がある受験生（以下「発熱・咳等の症状がある受験生」という。）への対応（発熱・咳等の症状がある受験生と障害のある者等それ以外の受験生について、それぞれ別室の確保）
- ・予備の監督者や試験場本部関係者等の確保
- ・診療室の確保及び医師、看護師等の配置（発熱・咳等の症状がある受験生が多数受験する場合に備えて適正数を配置）
- ・大学関係者に対する試験までの日常の注意事項の周知（手洗い・うがいの励行／混み合った場所や症状が出た場合のマスクの着用・外出の自粛／咳エチケットの徹底／家族等同居者が感染している場合の自宅待機の実施／自己の健康管理の徹底等）
- ・相談体制の構築（試験前日や試験当日に集中することが考えられる。）

(試験当日の対応)

- ・発熱・咳等の症状がある受験生へのマスク着用
- ・試験場（室）ごとの手指消毒の実施
- ・各教科・科目の試験開始前に発熱・咳等の症状を監督者等により確認
- ・発熱・咳等の症状がある受験生がいた場合の、医師等による病状の確認
- ・医師等により確認した病状を受験生に説明し、受験を継続するか否かの意志確認を行いつつ、別室での受験か、医療機関での受診等のいずれかを提示
- ・発熱・咳等の症状がある受験生を対象にした別室における受験体制の構築（前後左右およそ2メートル以上の間隔での着席等）
- ・必要に応じて、試験時間の繰り延べ等の措置

5. 受験生等への情報提供について

(1) 周知の時期

追試験等の実施方法や日時、留意事項等については、遅くとも受験票等の送付と併せて行うこと。

(2) 周知事項

各大学があらかじめ受験生に周知することが必要と考えられる事項については、具体的には、例えば、以下のようなことが挙げられる。

- ・発症した場合における大学への電話相談窓口の設置
- ・発熱・咳等の症状がある受験生にはあらかじめ医療機関での受診等を要請
- ・追試験等の実施方法、日時、留意事項等の内容（発熱・咳等の症状がある受験生については、追試験等の情報を提供しつつ、本試験受験の再考を要請）
- ・試験当日における対応（受験当日の検温／マスク持参の要請／発熱・咳等の申出等）
- ・試験までの日常の注意事項（手洗い・うがいの励行／混み合った場所や症状が出た場合のマスクの着用・外出の自粛／咳エチケットの徹底／自己の健康管理の徹底等）

(3) 周知の方法

新型インフルエンザに係る対応について確実に受験生に伝わるよう、郵送による周知のほか、各大学においては、例えば、専用電話を開設したり、ホームページを活用するなど、周知の方法を工夫すること。

また、大学入試センターにおいては、各大学にハートシステムへの登録を積極的に促したり、新型インフルエンザに係る専用ホームページを作成するなど、周知の方法を工夫すること。



(参考)

入試セ事一第 37 号
平成 21 年 10 月 8 日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 公 私 立 短 期 大 学 長 殿

独立行政法人大学入試センター理事長
吉 本 高 志
(公印省略)

「平成 22 年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項」
の一部改正について (通知)

「平成 22 年度大学入学者選抜に係る新型インフルエンザ対応方針」(平成 21 年 10 月 8 日付け 21 文科高第 172 号文部科学副大臣通知)を踏まえ、平成 21 年 5 月 19 日付け入試セ事一第 8 号で通知した標記の実施要項の一部を別添のとおり改正しましたので通知します。

また、主な変更は下記のとおりです。

なお、このことにより、大学入試センター試験を利用した入試の合格発表日など、募集要項の一部を変更する必要がある場合もありますので、対応いただくようよろしくお願いいたします。

記

- 1 追試験の試験実施期日について、治療や万全な試験実施の準備に要する日数を考慮し、本試験の 2 週間後の 1 月 30・31 日に変更する。(再試験の試験実施期日も同一とする。)
- 2 追試験の試験場について、全国 2 か所から、各都道府県ごとの設置に変更する。
- 3 成績提供の提供開始日について、2 月 2 日以降から一律に 2 月 5 日からに変更する。